

運輸安全マネジメントの取り組みについて

奥島観光は安全最優先を基本理念として、「より安全・安心なバス」を目指してPDCAサイクルを活用し輸送の安全性の向上に取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針・重点政策
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
3. 事故に関する統計
4. 行政処分後の改善状況等
5. 安全管理規程
6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
9. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
10. 安全統括管理者に係る情報

1. 輸送の安全に関する基本的な方針・重点政策

当社では、輸送の安全に関する基本的な方針として「安全方針」を定め、全社員が一丸となって安全輸送の確保に取り組めます。

【安全方針】

安全最優先 "より安全・安心なバスを目指して"

1. 「輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり、社会的使命である」ことを全社員が認識し、PDCAサイクルを活用し、社員一丸となって輸送の安全性の向上を図る。
2. 関係法令・規則を遵守する。
3. 人身事故の絶滅を図る。

2026年4月1日 代表取締役 奥島 幸雄

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

輸送の安全に関する目標

2026年度 事故防止重点目標

1. 有責重大事故のゼロ
(ゼロの場合は軽微な事故の統計調査・再指導)
2. 車内乗客負傷者事故のゼロ
(ゼロの場合は車内掃除の再指導)
3. 飲酒運転ゼロ
(ゼロの場合は再度飲酒に対する再教育)

2025年度輸送の安全に関する目標の達成状況

目 標	達 成 状 況
1. 有責重大事故のゼロ	目標達成しました。
2. 車内乗客負傷者事故のゼロ	目標達成しました。
3. 飲酒運転ゼロ	目標達成しました。

2025年度事故防止重点目標ゼロ達成の場合の再教育・再指導等

1. 軽微な事故等あり（1件）
 - ・車庫内でバック時に損傷（修理済）
2. 車内掃除の再指導
 - ・忘れ物がないか再度チェック
 - ・ゴミが落ちていないか再度チェック
3. 飲酒運転の再教育
 - ・飲酒運転防止ｲﾝｽﾄﾗｸﾀｰによる講座・危険ドラッグの資料配布

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（2025年度）

項目	件数
第2条第1項（転覆・転落・火災・踏切）	0件
第2条第2項（十台以上の衝突又は接触）	0件
第2条第3項（死者・重傷者）	0件
第2条第4項（十人以上の負傷者）	0件
第2条第5項（飛散・漏洩）	0件
第2条第6項（コンテナ落下）	0件
第2条第7項（操縦装置・扉の不適切）	0件
第2条第8項（酒気帯び・無免許運転）	0件
第2条第9項（疾病による運行中止）	0件
第2条第10項（救護義務違反）	0件
第2条第11項（車両故障）	0件
第2条第12項（車輪の脱落）	0件
第2条第13項（3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止）	0件
第2条第14項（高速道路事故3時間通行止め）	0件
第2条第15項（特別な報告）	0件

4. 行政処分後の改善状況等

行政処分内容	改善状況
2025年度はなし	
2024年度はなし	
2023年度はなし	
2022年度はなし	
2021年度はなし	
2020年度はなし	
2019年度はなし	
2018年度はなし	
2017年度はなし	
2016年度はなし	
2015年度はなし	
2014年度はなし	
2013年度はなし	

5, 安全管理規程

安全管理規程

安全管理規程

安全管理規程


(有)奥島観光

平成25年4月1日 制定

平成27年12月15日 改定

～安全の誓い～

人の命の尊さと、事故が社会に及ぼす影響を深く心に刻み、相戒め
相励まし、絶対に無事故の達成に努力することを誓います。

 (有)奥島観光 従業員一同

第1章 総則

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。) 第22条の2第2項の既定に基づき、有限会社奥島観光(以下「当社」という。)の輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係るすべての業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条

【安全方針】安全最優先“より安全なバスを目指して”

1. 「輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり、社会的使命である」ことを全社員が認識し、PDCAサイクルを活用し、社員一丸となって輸送の安全性の向上を図る。
2. 関係法令・規則を遵守する。
3. 人身事故の絶滅を図る。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条

- 1 当社は、前条に基づき、次に掲げる事項を重点施策として実施する。
 - ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - ② 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - ③ 輸送の安全に関する教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、これを実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる重点施策について達成目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するため各重点施策について必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

(社長等の責務)

第7条

- 1 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- 2 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

(社内組織)

第8条

- 1 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し適格に行う。
 - ① 安全統括管理者
 - ② 運行管理者
 - ③ 整備管理者
- 2 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別紙の「安全管理体制組織図」および別紙の「重大事故発生時報告及び連絡図」による。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条

- 1 社長は、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規程(以下「運輸規程」という。)第47条の5に規程する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、安全統括管理者を解任する。
 - ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - ② 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を実施すること。
輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立し、維持すること。
- ② 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底するため全従業員に対して必要な教育又は訓練を行うこと。
- ③ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、全従業員に対して周知を図ること。
輸送の安全の確保の状況について、年1回内部監査を行い、社長および役員に報告すること。
- ④ 社長および役員に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 安全統括管理者は、社長および役員と現従業員との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努めるとともに、安全性を損なうような事態を発見した場合には、これを看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害時に関する報告連絡体制)

第13条

- 1 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別紙の「重大事故発生時報告及び連絡図」による。
- 2 事故、災害等に関する報告が、社長および役員、受託会社又は関係者に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全管理統括者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制は十分に機能し、事故、災害等が発生した際の対応が円滑に進むように必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規制(昭和二十六年運輸省令第四百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および訓練)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、教育及び訓練に関する具体的な計画を策定し実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条

- 1 安全統括管理者は、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、1年に1回適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに社長および役員に報告するとともに、是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送のため安全に関する業務の改善)

第16条

- 1 社長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合は輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 社長は、悪質な法令違反等による重大事故が起きた場合には、安全対策全般を見直し、現在よりも安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条

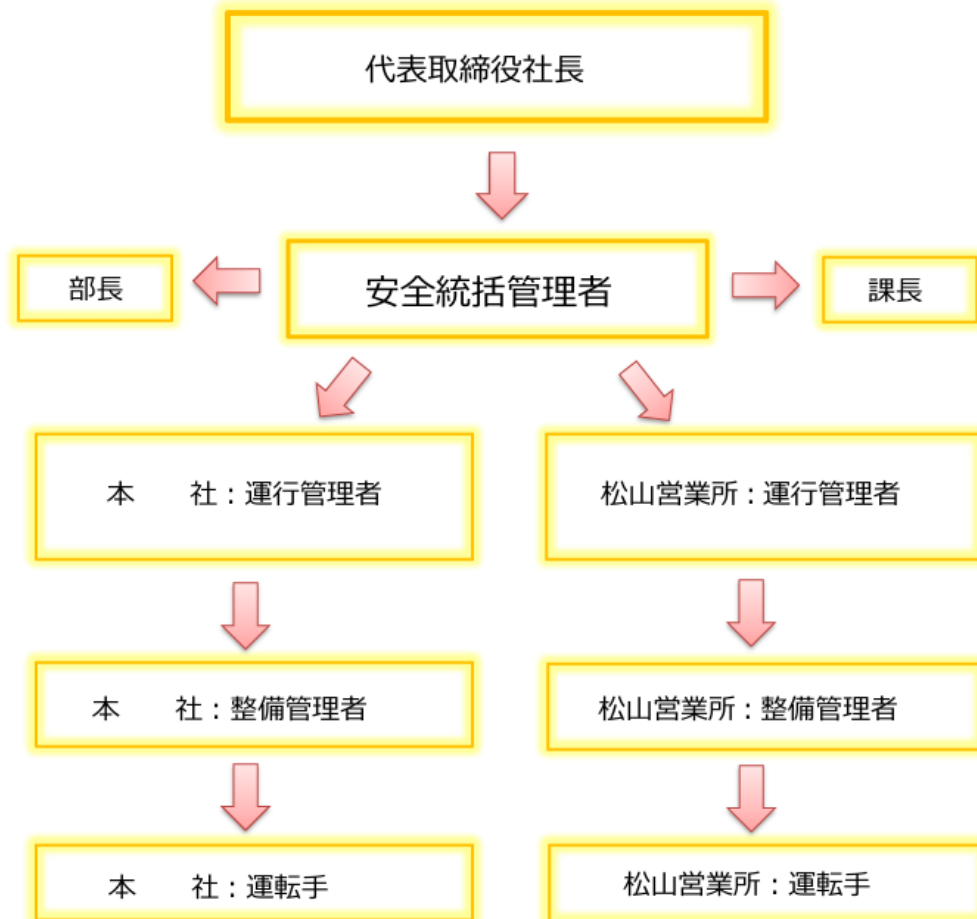
- 1 下記の事項について毎年度、公表する。
 - ① 輸送の安全に関する基本的な方針
 - ② 輸送の安全に関する目標
 - ③ 輸送の安全に関する目標の達成状況
 - ④ 安全管理規程
 - ⑤ 重大事故発生時の連絡図
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

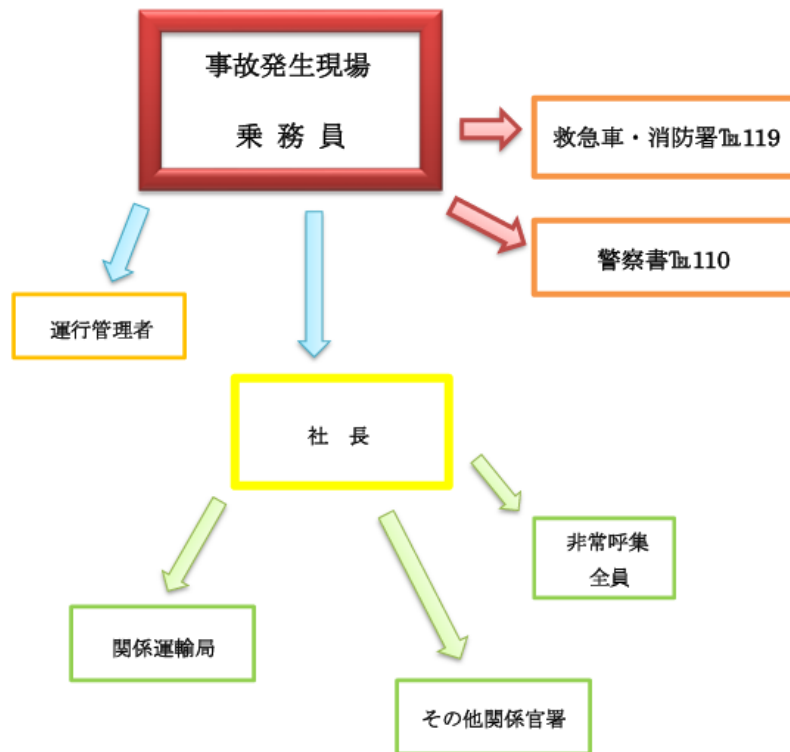
第18条

- 1 本規程は、業務の実態に応じ、定期的および適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営の方針の作成に当たっての会議の記録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長および役員に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

(有)奥島観光 安全管理体制 組織図



【重大事故発生時報告及び連絡図】



※ 事故発生時の処理

乗務員は、旅客の輸送中に天災その他の事故により旅客が負傷し、又は死亡した時は、次に示す事項を実施しなければならない。

1. 速やかに応急手当、その他必要な救護措置を講ずる事。
2. 道路の危険防止等交通の安全に必要な措置を講ずる事。
3. 会社及び所轄警察署に連絡し、指示を受ける事。
4. 遺留品を保管する事。

6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

輸送の安全のために講じた措置（2025年度）

(1) 安全最優先、法令遵守の徹底

安全方針の浸透を図る為、乗務員カードの再確認をさせました。また勉強会にも法令の勉強を行いました。

(2) 安全教育・安全設備の充実

ドライブレコーダーの映像データを収集して、事故防止教育との充実に役立てました。

危険予測のDVDによる危険予測訓練を行いました。

(3) 冬季前にチェーン装着の再教育を行いました。

(4) 自社にて危険予測 e ラーニング映像を作成し、みなで共有しました。

輸送の安全のために講じようとする措置及び予算（2026年度予定）

【奥島観光予算計画書】

(1) 安全最優先、法令遵守の徹底

毎年、事故防止重点目標がゼロを達成しているため、今回も達成した場合に、目標を変更するか変更しないか従業員と社長で意見交換。

(2) 安全教育・安全設備の充実（20,000円）

ドライブレコーダー・ヒヤリハット・危険予測等による教育教材。

(3) 冬季前にチェーン装着の教育実施。

(4) 研修等テーマに絞った運転技能講習の実施（150,000円）

(5) 運行管理者講習（30,000円）

(6) 1年間デジタコ優良ドライバーに対する表彰（20,000円）

(7) 脳健診費用（50,000円）

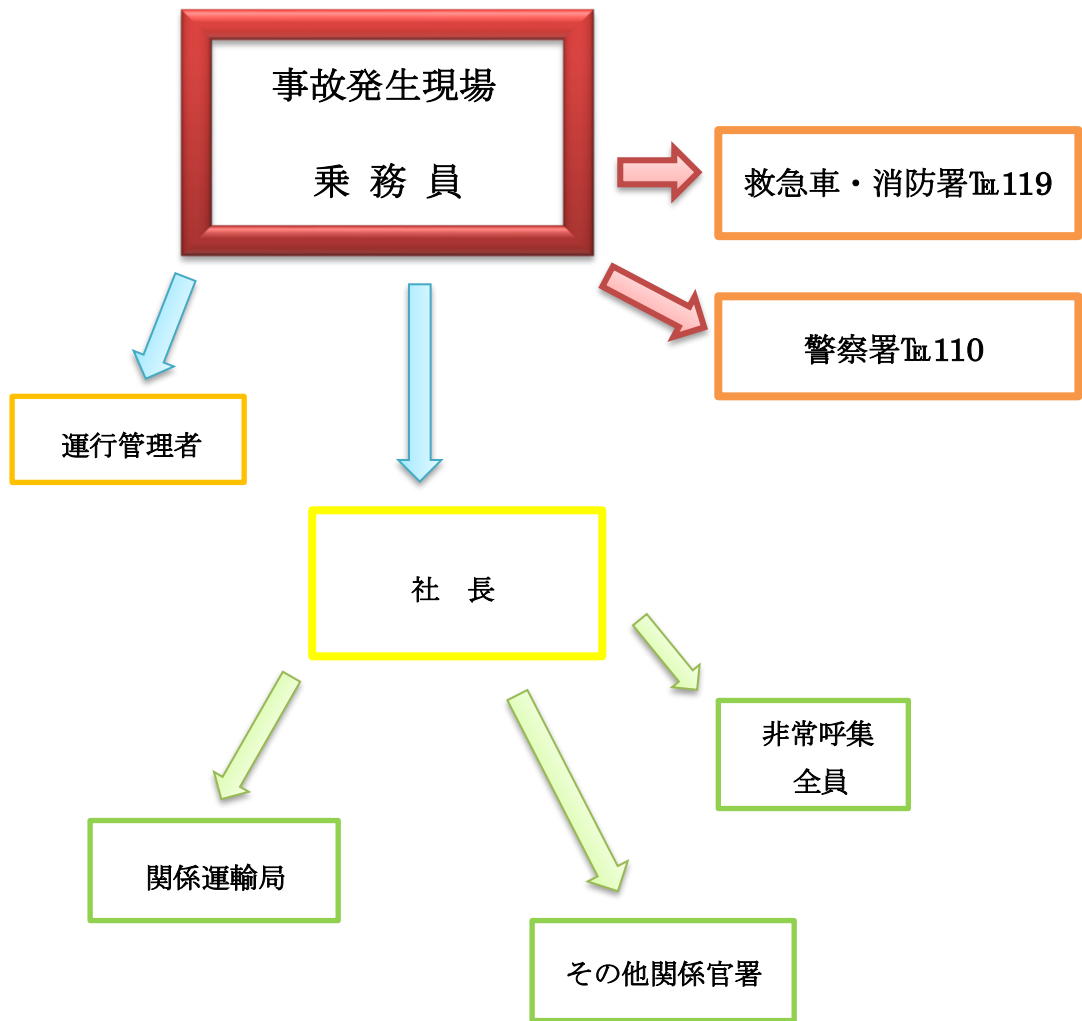
(8) 睡眠時無呼吸症候群（SAS）の検査費用（100,000円）

(9) 国内研修費用（750,000円）※添乗員研修含む

(10) 海外研修費用（1,000,000円）※添乗員研修含む

輸送の安全の確保に係る予算合計 2,120,000円

【重大事故発生時報告及び連絡図】

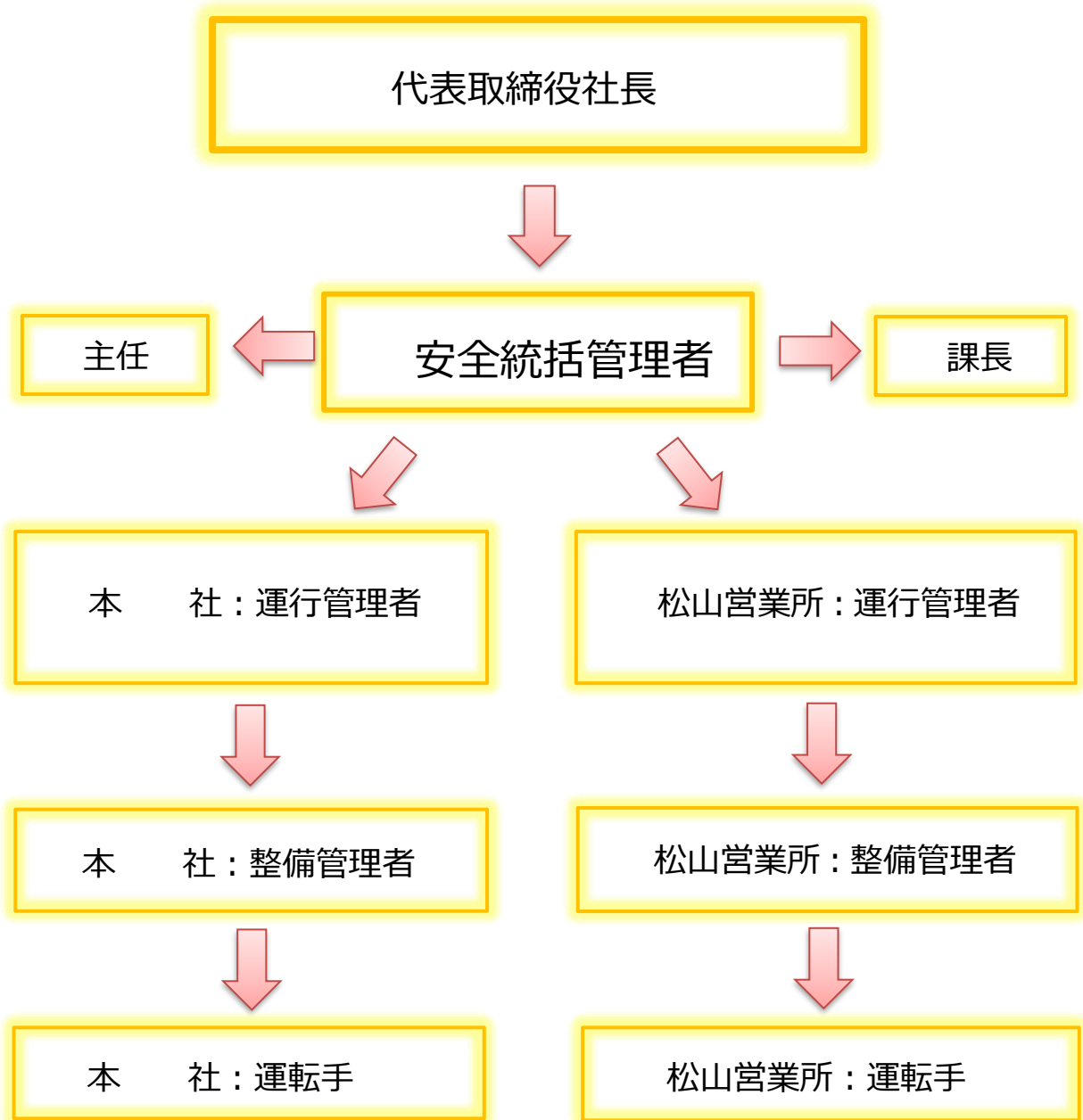


※ 事故発生時の処理

乗務員は、旅客の輸送中に天災その他の事故により旅客が負傷し、又は死亡した時は、次に示す事項を実施しなければならない。

1. 速やかに応急手当、その他必要な救護措置を講ずる事。
2. 道路の危険防止等交通の安全に必要な措置を講ずる事。
3. 会社及び所轄警察署に連絡し、指示を受ける事。
4. 遺留品を保管する事。

(有)奥島観光 安全管理体制 組織図



8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

《2025 年度安全年間計画》

指導及び監督の実施内容

月	年間目標	主な教育内容	結果
4月	春の交通安全	1. 春の交通安全に関する指導 2. 日常点検指導 3. 非常用信号用具、非常口、消火器の取り扱い	○
5月	バスを運行する心構え	1. バス事業の公共性と重要性 (1)バス事業の社会的役割 (2)バス運転者の使命 2. バス事故の社会的影響 3. 安全運行の心構え	○
6月	バスの運行の安全、乗客安全を確保する為に遵守すべき事	1. バス運行に係る法令 (1)旅客自動車運送事業に係る法令 (2)自動車の運転に係る法令 (3)車両管理に係る規定（バスの点検、車両チェックの必要性） 2. 義務を果たさない場合の影響の把握 (1)運転者に対する刑事処分 (2)運転者に対する行政処分 (3)会社に対する処分 (4)重大事故を引き起こした場合の罰則及び加害者・被害者心理	○
7月	バスの構造上の特性	1. バスの特性に合わせた運転 (1)車高の高さに配慮した運転 (2)車長の長さに配慮した運転 (3)車幅の広さに配慮した運転 (4)死角の大きさに配慮した運転 (5)スピードの特性に配慮した運転 2. 多様化する車両に合わせた運転	○
8月	乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項	(1)「急」の付く運転はしない (2)カーブでの追越しはしない (3)安全な速度と十分な車間距離を保つ (4)乗客の状況を確認する (5)シートベルト着用の徹底を図る (6)走行中の運転への集中	○
9月	乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべ	1. 乗降時の乗客の安全確保 (1)滑らかな発進・停止 (2)乗車・降車のときの注意	○

	き事項	<ul style="list-style-type: none"> (3) 貸切バスの乗降時の注意 2. 高齢者・障がい者の乗車時の安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の安全の確保 (2) 車いす使用者の安全の確保 (3) 視覚障がい者の安全の確保 (4) ベビーカー利用者の安全の確保 3. 秋の交通安全に関する指導 	
10月	運行路線・経路における道路及び交通の状況	<ul style="list-style-type: none"> 1. 運行路線・経路における道路・交通情報の把握 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事前の情報把握 (2) 適切な運行経路の選択 2. 情報に基づく安全運行のための留意点 	○
11月	危険の予測及び回避	<ul style="list-style-type: none"> 1. 危険予測運転の必要性 2. 危険予測のポイント <ul style="list-style-type: none"> (1) 道路を利用する歩行者や自転車などの行動特性に応じた配慮 (2) 悪天候・夜間の危険への配慮等 3. 危険予知訓練 4. 指差呼称及び安全呼称 5. 緊急時における適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> (1) 交通事故や車両故障が発生した際の対応 (2) 自然災害の発生に備えた対応 	○
12月	運転者の運転適性に応じた安全運転	<ul style="list-style-type: none"> 1. 適性診断の必要性 2. 適性診断結果の活用方法 <ul style="list-style-type: none"> (1) 適性診断結果の活用方法の例 (2) 「性格」の診断結果の活用 (3) 「安全運転態度」の診断結果の活用 (4) 「認知・処理機能」の診断結果の活用 	○
1月	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法	<ul style="list-style-type: none"> 1. 交通事故の生理的・心理的要因 2. 過労運転防止のための留意点 <ul style="list-style-type: none"> (1) 労働時間についての規定 (2) 運行中の留意点 (3) 日常生活での留意点 3. 飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点 <ul style="list-style-type: none"> (1) 飲酒運転に対する罰則 (2) 飲酒運転防止のための留意点 (3) 覚せい剤等の使用禁止の徹底 4. ヒューマンエラーを防ぐために 	○

		(1)道路交通法の禁止事項（携帯電話等の使用規制） (2)あせり、イライラ、疲れ時の運転 (3)運転席周辺の環境整備	
1月	貸切バスの添乗指導	1, 添乗指導の必要性 (1)添乗指導の不適切な実施が要因の交通事故 (2)添乗指導の実施の必要性 2, 添乗指導のポイント (1)事業者における取組事例 (2)社外の講座や研修の活用	○
2月	健康管理の重要性	1, 健康起因の事故と健康管理の必要性 (1)疾病が要因の交通事故 (2)健康診断の受診の必要性 (3)ストレスチェック等の受診の必要性 2, 健康管理のポイント (1)身体面の健康管理 (2)精神面の健康管理	○
3月	安全性の向上を図るための装置を備えた貸切バスの適切な運転方法	1, 運転支援装置に係る事故の事例 2, 運転支援装置の性能及び留意点 (1)ブレーキ制御を行う装置 (2)ハンドル操作の警告や支援を行う装置 (3)車両姿勢維持を支援する装置	○

進捗・達成状況を横の欄に○×△を記入する。

9. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

内部監査

内部監査チーム

監査リーダー：奥島慶記 ・ 監査員：奥島慶記・大石慧
に指名し、毎年内部監査を実施。

2025年12月25日に内部監査を実施。

監査目的：課題や問題点を見直す事。

監査項目：乗務員台帳の確認、点呼記録簿を確認し、見直す点があれば見直す。

10. 安全統括管理者・安全衛生推進者に関する情報

安全衛生推進者

平成 27 年 1 月 1 日 秋元 太を安全衛生推進者に選任。

選任した秋元 太は安全衛生者養成講習を修了

安全統括管理者

平成 25 年 10 月 1 日 奥島 佳枝を安全統括管理者に選任。

安全統括管理者に選任した奥島 佳枝は事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務に通算して5年以上従事の実験を有しています。

選任した奥島 佳枝は運行管理者等指導講習を修了。

選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び旅客自動車運送規則 47 条の 5 に規定する要件を備えることを証する。

